

元気な倉吉づくり「市長と“はなし”しょいや」実施要領

(目的)

第1条 対話と現場主義の徹底を実現するため、若い世代等と市長との直接対話を通じて、人口減少などの課題に対する生の声を聞き取り、若者が住みたい、戻ってきたいと思えるまちづくりに向けた施策展開の参考とするとともに、市民協働の理念のもと、元気な倉吉づくりを目指し、市民の市政への関心と参加意識を高めることを目的とする。

(名称)

第2条 この事業は、元気な倉吉づくり「市長と“はなし”しょいや」（以下、「市長と“はなし”しょいや」という。）と称する。

(主催及び所管)

第3条 この事業の主催は倉吉市とし、倉吉市総務部企画課が所管する。

(対象)

第4条 この事業の対象は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 市内に居住又は通勤・通学している若者等
- (2) 市出身の若者等

2 前項の規定に関わらず、この事業において次の各号に該当する場合は、対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動をする、又はその恐れがある者
- (2) 公序良俗に反する活動をする、又はその恐れがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の趣旨に照らし適当でないと認められる者

(テーマ)

第5条 この事業のテーマは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 人口減少に関するもの
- (2) 重点的に取り組む施策に関するもの（観光、子育て等）
- (3) 開催を希望する市民（以下、「申込者」という。）からの提案を基に、企画課との調整のうえ決定したもの

(実施方法)

第6条 この事業の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 開催形式 市が対象者に参加を呼び掛けて開催する「呼びかけ型」と、開催を希望する市民からの申込に応じて開催する「募集型」のいずれかで開催する。
- (2) 進行方法 参加者と市長によるフリートーキング方式とする。

(募集型の申込み方法及び実施の決定)

第7条

- (1) 第6条第1号の募集型の開催を希望する市民は、「市長と“はなし”しょいや」開催申込書（別紙。以下「申込書」という。）を企画課に提出するものとする。
- (2) 申込書の提出があったときは、企画課は開催の決定又は不承認を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

(意見の取扱い)

第8条 「市長と“はなし”しょいや」で出された意見、提案等は、整理したうえで、施策展開の参考とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

(別紙)

(あて先) 倉吉市長

「市長と“はなし”しよいや」開催申込書

申込者	
住所	
連絡先	※日中連絡がとれる電話番号を記入してください。
参加人数	人 (別紙名簿のとおり)
参加者と市の関わり ※あてはまるものすべてに○	(1) 市内に居住又は通勤・通学している若者等 (2) 市出身の若者等 (3) その他 ()
話し合いたいテーマや内容	
開催希望日時	第1希望 年 月 日 () 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 第3希望 年 月 日 () 時 分
開催希望場所	
対象者である条件の確認 □欄に✓をしてください。	<input type="checkbox"/> 政治的又は宗教的な活動をする、又はその恐れがある者ではありません。 <input type="checkbox"/> 公序良俗に反する活動をする、又はその恐れがある者ではありません。
※市記入欄	申込者様 上記「市長と“はなし”しよいや」の開催を(決定・不承認)します。 年 月 日 倉吉市長